別添２

令和３年度　住警器等配付モデル事業実施要綱

令和3年３月１９日 制定

一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」

第1　目的

住宅火災による死者を低減させるためには、住民一人ひとりが住宅防火に関心を持つこと、また、火災を早期に発見するとともに初期消火することが必要である。

このため、一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」（以下「社会貢献委員会」という。）では、全国の高齢者（災害時要援護者のうち避難行動要支援者を含む。）世帯に対し、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）、住宅用消火器(以下「消火器」という。)及び防炎品の配付モデル事業を行い、住民の住宅防火に対する意識の高揚及び住警器、消火器及び防炎品の普及促進を行うことを目的とするものである。

第2　住警器、消火器及び防炎品

配付する住警器、消火器及び防炎品（以下「住警器等」という。）は、次のものとする。

1　住警器は、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年1月25日総務省令第11号）に適合する警報器（煙を感知する性能を有する住宅用火災警報器。）とする。

2　消火器は、消火器の技術上の規格を定める省令（平成12年9月14日自治省令第44号）に適合する住宅用消火器とする。

3　防炎品は、（公財）日本防炎協会が認定する防炎品のうち、防炎エプロン及び防炎アームカバーとする。

第3　配付モデル事業実施地区

住警器等配付モデル事業（以下「配付事業」という。）は、市町村（又は消防本部）内の地区のうち、高齢者世帯の占める割合が多く、かつ、住宅防火対策の推進について、自主的な取り組みを実施している住宅防火モデル地区、住宅防火対策推進協議会（連絡会等を含む。）、自治会等が整備されている地区を対象とし、20地区を限度に選定する。

第4　配付事業実施地区の要件

配付事業実施地区の要件は、次のとおりとし、当該地区において配付事業が円滑に行うことができると認められる地区とする。

1　一地区当たり配付対象となる高齢者（災害時要援護者のうち避難行動要支援者を含む。）のみの所帯が、概ね100世帯以上であること。なお、1 地区でこの要件を満たさない場合にあっては、複数の地区とすることができること。

2　配付事業を行う事により、住警器等についての普及の促進に効果があると認められること。

3　消防団、女性防火クラブ、自治会等の協力により、贈呈した住警器等の配付、設置等が適正に行うことができ、かつ、火災などの災害時に高齢者（災害時要援護者を含む。）への支援体制の環境が整っていること。

4　原則として、配付事業実施地区は、過去に当「社会貢献委員会」から住警器等の配付を受けていないこと。

なお、申請団体が過去に申請している場合でも、配付事業の実施を予定している地区が異なる場合には、対象となること。

5　配付事業実施地区決定後又は配付事業実施にあたっては、必ず当該地区の住民や報道機関等に対し、配付事業の内容、実施等について積極的に広報し、情報提供を行うこと。

第5　住警器等の贈呈式及び住宅防火対策講演会の実施地区の募集

配付事業実施地区決定後において、贈呈式及び住宅防火対策講演会を当全国消防機器協会及び実施地区団体（申請者など）との共催により行う予定としており、協力いただける団体については、申請時にその旨を明記していただきたいこと。

なお、贈呈式及び住宅防火対策講演会については、1 ないし2地区において実施を予定しており、その概要は、次の通りであるが、具体的な実施にあたっては協力をお願いする団体と、別途協議することとしていること。

1 贈呈式

当全国消防機器協会会長から事業実施団体の代表の方に住警器等を直接贈呈させていただくこととし、概ね30分程度を予定していること。

2　住宅防火対策講演会

次に掲げる内容について、概ね 2 時間程度を予定していること。

① 住宅防火対策全般についての情報提供

② 住宅用防災機器の性能機能や設置等に関する技術的情報の提供

③ その他

3　実施にあたっての留意事項

(1)開催地区にへのお願い事項

① 贈呈式及び講演会の開催会場の提供

② 参加者の調整及び募集等

(2)機器協会の実施事項

① 贈呈式及び講演会の配付資料の作成提供

② 講師等の派遣

③ その他開催にあたっての関係事項

第6　配付事業実施地区の選定方法

1　配付事業実施地区の選定については、応募のあった地区を対象に、「住警器等配付モデル事業実施地区選定委員会」において審議し、決定する。

なお、審査は、提出された申請書により行うこととしており、当該申請書に記載されている配付事業実施地区の実情、活動内容等に関する事項が対象となる。

2　配付事業実施地区は、各都道府県において、原則として、2地区以内とする。

ただし、当該地区において、特段考慮すべき事項や特に高い社会貢献が認められる事業提案が有るなど、選定委員会において決定した場合にあってはこの限りではない。

第7　配付する住警器等の数量

1　配付する総数は、住警器 2,000 個、消火器 500 本及び防炎品 500 セットとする。

2　一地区当たり、原則として、住警器 100 個、消火器 25 本及び防炎品 25 セットを配付する。

第8　申請手続等

1　第４に掲げる要件に該当し、住警器等の配付事業を希望する者は、「住警器等配付モデル事業申請書」（別記様式）により、「社会貢献委員会」宛申請するものとする。

なお、申請書類等は、極力、電子データとし、メールにより、送信されたいこと。

2　社会貢献委員会は、住警器等配付モデル事業実施地区を決定した場合には、当該地区に係る関係者（申請者）に「住警器等配付モデル実施地区決定書」で、通知するものとする。また、住警器等配付モデル事業実施地区を決定については、当機器協会のホームページに掲載する。

また、併せて、住警器等の贈呈式及び住宅防火対策講演会に協力いただける団体については、個別に協議・調整のうえ、決定することとしている。。

3　住警器等配付モデル事業実施地区に選定されなかった申請者等に対しても、その旨を通知する。

第9 住警器、消火器及び防炎品の維持管理等

1　配付後住宅に設置された住警器及び消火器の維持管理については、配付事業実施地区の責任者（申請者）において、配付者に対し必要な情報等を提供し、適正に行われるよう配慮するものとする。

2　住宅用消火器は、火災発生後迅速かつ円滑に操作し、消火することが求められることから、配付対象者の選定にあたっては、世帯構成、火気使用設備機器等の使用状況等を考慮するものとする。

3　防炎品については、配付者に対し必要な情報等を提供し、調理時等には必ず着用する

など、適正に使用されるように配慮するものとする。

第10　その他

1　住警器等の配付事業の実施が終了した後には、当該配付事業が完了した旨の連絡（電話、ファックス又はE-mail）をお願いしたいこと。

なお、配付モデル事業は、極力、住宅防火防災キャンペーン期間中に贈呈を行い、少なくとも年内には配付、取り付けを完了されたいこと。

2　住警器等配付モデル事業の実施に当たっては、モデル事業実施主体（申請者等）から、確実にモデル事業実施地区の責任者等に送付、贈呈が行われるように考慮すること。

3　住警器等配付モデル事業は、住警器等の普及等を推進していただくために実施することから、その実施に際しては、改めて住警器等の設置の推進、住警器の機能低下（電池切れ、設置後10年以上経過等）に伴う交換の推奨や総合的な住宅防火対策の充実強化の推進等を効果的に行うため、広報活動に努めること。

4　住警器等の配付事業実施後概ね1年後（令和4年10月頃）に、改めて、配付後の効果等に関するアンケート調査の依頼を行うこととしていること。

附　則

この要綱は、令和３年３月１９日から実施する。